pwc

中国税務・ビジネスニュースフラッシュ

江蘇省がクロスボーダー税務政策適用サービス（事前裁定）を導入――クロスボーダー税務の確定性を高める新たなパラダイムへ

2026 年 10 月

第 13 号

概要

2026 年 8 月 14 日、国家税務総局江蘇省税務局弁公室は「国家税務総局江蘇省税務局クロスボーダー取引国際税収政策適用サービス業務弁法（試行）」[1]（蘇税弁発［2026］24 号、以下「本弁法」）を公布しました。これは、中国の省級税務部門が制度化された個別対応サービス提供の仕組みを構築するよう打ち出した新たな試みであり、本制度を通じて、納税者はクロスボーダー取引の実施前に、特定の複雑なクロスボーダー取引について国際租税ルールの適用方法に関して、税務機関から書面による指導や意見を取得できるようになります。

本弁法は「国家税務総局江蘇省税務局国際税務コンプライアンス計画（2026～2028 年）」[2]（蘇税弁発［2026］25 号、以下「コンプライアンス計画」）と同時に公布されました。後者は、江蘇省における国際税収管理の 3 か年の戦略的枠組みを確立するものです。この 2 つの文書は整合性のある政策パッケージを構成しており、コンプライアンス計画が総合的な理念と優先事項を明確化するものであることに対して、本弁法は特定のクロスボーダー税務事項について、税務上の確定性を求める納税者を対象とした実務的なサービスツールを提供しています。

全国レベルでは、中国は長年にわたり税務事前裁定制度の構築を模索してきました。国家税務総局の情報によると、2025 年初頭の時点で少なくとも 12 の省級税務機関が大企業税務事前裁定に関する制度文書を正式に公布しています（一部の省級制度文書は未公開）。2025 年 12 月には、江蘇省自身も「国家税務総局江蘇省税務局の大企業税務事前裁定に係る業務管理弁法」（蘇税弁発[2025]36 号）を公布し、大企業の一般的かつ複雑性を伴う税務上の事項を対象としました。今回の新たな本弁法は、クロスボーダー及び国際税収の分野においてこれを補完するものであり、これまでの一般的な事前裁定メカニズムでは十分にカバーしきれなかった領域にも対応しています。

詳細内容

法的性質と位置づけ

本弁法の主な特徴は、その法的性質が明確に定められている点にあります。第 3 条において、クロスボーダー税務政策適用サービスは「個別化された納税者サービス措置」であり、「納税者の権利義務に実質的な影響を及ぼす行政行為には該当しない」と規定されています。この規定は、江蘇省が先に公布した大企業事前裁定弁法、及び広東省や上海市などその他の省で採用されている類似の制度文書と一致するものです。本規定は以下の点を明確化しています。

- 税務機関が発行する書面意見自体は行政再審査の対象とならず、また当該意見を対象として、単独で行政再審査又は行政訴訟を提起することはできない。
- 本サービスは、納税者が独立して納税義務を履行する責任を免除するものではない（第 17 条）。
- 当該意見は、申請時に関与する特定の納税者及び特定の税務事項に対してのみ拘束力を有し、その他の納税者やその他の未申請事項について直接適用することはできない（第 16 条）。

この法的位置づけは、本メカニズムの法的効力を制限する一方で、制度導入のハードルを引き下げ、税務機関が試行的な方式で今後の立法に向けた経験を蓄積することを可能にしています。

適用範囲

適用事項

本弁法第 4 条は、本サービスの申請が可能な 7 つのクロスボーダー国際税務事項を列挙しています。

- 非居住者納税者による租税条約上の優遇措置適用に関する判定
- 非居住者企業の持分譲渡における特殊性税務処理適用に関する判定

- 非居住者企業による間接的な財産譲渡に係る「合理的な商業目的」に関する判定
- 非居住者企業の中国源泉所得の類型に関する判定
- 関連者役務提供取引の受益性に関する判定
- 被支配外国法人（以下、「CFC」）が利益を分配しない又は配当を減少させる「合理的な経営上の必要性」に関する判定
- その他のクロスボーダー取引又は取決めに係る「合理的な商業目的」に関する判定

上記の類型は、コンプライアンス計画において重点的に指摘されているリスク領域と高度に一致しており、同計画は税務上の優遇措置の濫用、間接譲渡、対外支払による税源浸食及び CFC の利益留保を、年度監督管理における重要な関心事項としています。

除外事項

本弁法第 5 条では、サービス対象外となる 5 類型を列挙しています。

- クロスボーダー事業に関する明確な実施計画がない、又は短期間での発生を確認できない事項
- 現行の税務政策に明確な規定があり、関連規定を直接適用することが可能で、かつ総合的な分析判断を必要としない事項
- 関連者間取引に係る価格設定の合理性に関する事項（PwC 注：当該事項は事前確認（以下、「APA」）により処理される）
- 関連する税務上の金額が 1,000 万元未満の事項
- その他、クロスボーダー取引に関する国際税務政策適用サービスの対象に該当しない事項

1,000 万元という基準額は、本制度が主に企業の重大かつ高リスクのクロスボーダー取引を対象として設計されていることを示しています。また、関連者間取引に係る価格設定の合理性に関する事項については、すでに独立した APA 制度による保障が存在することから、今回のサービス対象外とされています。

大企業における事前裁定制度との連携

本弁法第 6 条は、「国家税務総局江蘇省税務局の大企業税務事前裁定に関する業務管理弁法」の適用対象となる納税者がクロスボーダー税務事項に関する事前裁定の申請を提出する場合、本弁法ではなく大企業事前裁定の手続規範に従って処理するものと規定しています。これにより、制度間の境界がより明確化され、一般的な事前裁定制度が大企業の各種税務事項を管轄するものであることに対し、本弁法は非居住者納税者及び中小企業などを含む大企業以外の納税者を対象に、専門的かつ複雑なクロスボーダー税務事項におけるサービスを提供することとなります。

申請と受理手続

本弁法は、主管（区レベル）の税務機関、市レベルの税務機関国際税務業務部門、及び省レベルの税務機関国際税務部門から構成される三層管理体制を確立しています。

（一）申請の提出（第 7 条）

申請者は主管税務機関に申請を提出します。同一事項が複数の主管税務機関に及ぶ場合、いずれか一つの税務機関を選択して申請することができます。

（二）形式上の審査と送付（第 8 条）

主管税務機関は申請資料を受領後、資料の具備についての形式的な審査を行います。規定を満たす場合、主管税務機関は 3 営業日以内に市レベルの税務機関国際税務管理部門に送付しなければなりません。

（三）受理（第 9 条）

市レベルの税務機関国際税務管理部門は、申請を受理した日から 5 営業日以内に、申請が受理条件を満たしているかを審査し、その結果を主管税務機関にフィードバックします。主管税務機関は 2 営業日以内に処理結果を申請者に通知します。

書面意見の発行

主管税務機関は、受理した日から 60 営業日以内（中止期間を除く）に政策適用意見を作成し、「税務事項通知書」を通じて申請者に通知します。また、意見発行後 3 営業日以内に、当該意見の副本を省レベルの国際税務管理部門に届け出なければなりません（第 10 条）。

後続サービス管理

申請者が書面意見を受領した後、以下のいずれかの状況が生じた場合、30 営業日以内に受理を行った税務機関に書面で通知しなければなりません（第 13 条）。

- 申請事項の実施を中止する決定をした場合
- 申請事項に実質的な変更が生じた場合
- 申請事項の実施が完了した場合

本報告義務を履行しなかった場合、税務機関は 36 か月以内に、本弁法に基づく新たな申請を受理しないこととされています。

資料保管と秘密保持

税務機関と申請者の双方は、サービスに関連する資料を適切に保存し、サービスの過程において取得した情報について双方向の秘密保持義務を負います（第 15 条、第 18 条）。

特定の納税者及び税務事項にのみ適用、納税義務に影響を与えない

書面意見は、申請事項に関与する特定の納税者及びその特定の税務事項にのみ適用され、その他の納税者やその他の未申請の税務事項に適用してはなりません。なお、本サービスの申請は、申請者が法に基づき納税義務を履行することに影響を与えるものではありません（第 16～17 条）。

関連制度との比較

下表は、本弁法と江蘇省大企業事前裁定制度の主要な特徴を比較したものです。

項目	国家税務総局江蘇省税務局クロスボーダー取引国際税収政策適用サービス業務弁法（試行）（2026 年）	国家税務総局江蘇省税務局の大企業税務事前裁定に係る業務管理弁法（2025 年）
制度文書番号	蘇税弁発[2026]24 号	蘇税弁発[2025]36 号
適用納税者	江蘇省管轄区域内のすべての居住者・非居住者納税者	大企業（千戸集団〈訳注：年度納税額が国家税務総局の管理基準に達している企業グループメンバー〉、省・市レベルの上場企業、重点税源企業）
適用範囲	クロスボーダー／国際税務事項に限定	一般的な複雑性を伴う税務事項（再編、持分譲渡、関連者間取引、工事建設など）
最低金額基準	1,000 万元	制限なし
意見処理期限	60 営業日	明示的な規定なし
失効・実施期限	6 か月	36 か月
法的性質	個別化サービス措置。権利義務に実質的な影響を及ぼす行政行為ではない	個別化サービス措置。権利義務に実質的な影響を及ぼす行政行為ではない

上記の比較から、本弁法の特徴に関する要点は以下のとおりです。

- 適用主体の範囲がより広範：指定された大企業のみに適用される既存の事前裁定とは異なり、本弁法は江蘇省管轄区域内におけるすべての納税者――中小企業や中国国内に拠点・施設を有しない非居住者企業を含む――が適用対象とされています。
- クロスボーダーにおける専門的な位置づけ：列挙された７つの類型（租税条約優遇、間接譲渡、CFCなど）は、税務機関に対して国内法と国際租税条約の両方の分析能力を備えることを要求しています。当該分野で税務当局と企業との間に見解の相違が生じた場合、企業にとって深刻な結果をもたらす可能性があり、本弁法はまさにこの制度上の空白を埋めるものです。
- 執行期限がより厳格：本弁法第 14 条第（4）項に規定している６か月の執行期限は、江蘇省大企業事前裁定弁法に規定している 36 か月よりも明らかに短く、本弁法がサービス対象を短期間内に実施予定の取引に重点を置いていることを示しています（これは、第５条第１項において、直近の実施計画がない事項を除外していることとも整合しています）。

示唆と意義

（一）中国の税務確定性体系における空白の補完

本弁法は、中国の税務確定性制度体系の発展において、一つの空白を埋めるものです。既存の APA 制度は、多国籍企業の移転価格に関する確定性を提供し、大企業事前裁定体系は一般的な複雑性を伴う問題を解決するものの、クロスボーダー税務事項（租税条約優遇資格、間接譲渡の「合理的な商業目的」評価、CFC の「合理的な経営上の必要性」認定など）については、徴税管理の観点から、取引発生前に書面による指導を取得するメカニズムがこれまで欠如していました。本弁法は江蘇省の納税者に対して、この空白を埋めることになります。

（二）国際的な税務確定性の先進的な動向との整合

本サービスは、その他の税務管轄区域における事前裁定制度の理念との類似性を有しています。例えば、英国は 2026 年７月に少なくとも 10 億ポンドの投資規模のプロジェクトを対象とする「大企業税務裁定」サービスを導入しました。英国の制度と同様に、本弁法は申請者に詳細な取引情報の報告を求め、執行期限を設定し、状況に変化が生じた後の失効条件を取り決めています。しかし、本弁法に基づく書面意見が拘束力のないサービス措置として明確に位置づけられているのに対し、英国の裁定は税務機関に対して一方的な拘束力を有する点で、両者は本質的に異なります。

（三）クロスボーダー投資者にとっての実務的な価値

江蘇省で投資又は事業を展開する多国籍企業及び非居住者投資家にとって、本弁法は複雑なクロスボーダーストラクチャーを実施する前に税務上の確定性を取得するための実務的なツールを提供します。7 つの適用事

項類型は、国際税務実務においては典型的なものであり、技術的な困難を伴うクロスボーダー税務問題を網羅しています。

- 租税条約優遇の確定（配当・利子・ロイヤルティに対する軽減税率適用の「受益所有者」資格など）
- 間接譲渡の評価（国家税務総局 2015 年第 7 号公告に基づく、中国資産に係る国外持分譲渡の「合理的な商業目的」の有無）
- CFC の判定（CFC の国外留保利益に「合理的な経営上の必要性」があるか）
- 所得の性質に係る区分（適用される租税条約に基づき、関連する対外支払を事業利得、ロイヤルティ又は労務報酬のいずれとして認定するか）

取引実施前に書面意見を取得することで、納税者は取引後に税務調整や関連する罰則が発生するリスクを大幅に低減することができます。

（四）制度の限界とリスクに関する注意喚起

多国籍企業は、本制度の限界に留意する必要があります。

- 拘束力を有しない：本弁法に基づいて形成された書面意見は、税務機関に対して強制的な拘束力を有さず、申請企業は行政再審査又は行政訴訟による救済を得ることもできません。したがって、実際の執行が申請資料に記載された内容と異なる場合、納税者は税務局が発行した書面意見を、その後の税務調整に対抗する根拠として用いることはできません。
- 省レベルの範囲に限定：書面意見は江蘇省の行政区域内においてのみ有効です。省をまたぐ主体が関与する事項については、その他の省において別途異なる取り扱いを受ける可能性があります。
- 全国統一の法的枠組みの欠如：現行の「徴税管理法」には事前裁定に関する規定がなく、各省の関連制度はいずれも地方における規範文書レベルに留まり、本弁法もこれに該当します。
- 失効トリガー条件が厳格：6 か月の実質的な執行期限に加え、対象範囲が広範な（提出資料に一つでも誤りがあれば該当する）失効条件は、納税者が申請準備においてより慎重に臨み、申請事項が遅滞なく実施されることを確保する必要があることを示しています。

まとめ

本弁法は、江蘇省税務局がクロスボーダー取引に係る税務上の確定性を継続的に整備する過程において、意義のある模索の一つです。江蘇省税務局は、納税者がクロスボーダー取引の実施前に書面意見を取得するための、構造が明確で時間的な制約のある手続を提供することにより、実務的で活用しやすく、税務サービス体系の隙間を埋めるための管理ツールを構築しました。

税務機関が発行する書面意見自体は法的拘束力を持たないものの、本弁法が実務的な価値を提供することに疑いの余地はありません。それは、税務当局と企業との間にクロスボーダー取引に関する事前の公式な意思疎通の場を設け、税務機関の回答に対して手続上の規範を示すと同時に、税務の確定性を高めるための証明となりうる書面記録を形成するものです。江蘇省で投資又は事業を展開する多国籍企業及び非居住者投資者にとって、本弁法は極めて価値のある税務リスク管理ツールを提供するものであり、深い分析と検討に値するでしょう。

注釈

1. 「国家税務総局江蘇省税務局クロスボーダー取引国際税収政策適用サービス業務弁法（試行）」（蘇税弁発［2026］24 号）（リンク先は中国語原文）
 https://jiangsu.chinatax.gov.cn/art/2026/8/14/art_22437_2182.html
2. 「国家税務総局江蘇省税務局国際税務コンプライアンス計画（2026～2028 年）」（蘇税弁発［2026］25 号）（リンク先は中国語原文）
 https://jiangsu.chinatax.gov.cn/art/2026/8/14/art_22437_2181.html

お問い合わせ

本稿で取り上げた内容が貴社に与える影響などについてご質問などがございましたら、下記の**PwC中国税務・ビジネスコンサルティングチーム**担当者まで随時ご連絡ください。

原遵華
PwC 中国税務主管パートナー
+86 (21) 2323 3495
jeff.yuan@cn.pwc.com

郭鵬
PwC 中国税務市場主管パートナー
+86 (10) 6533 3415
p.guo@cn.pwc.com

陳志希
PwC 中国北部税務主管パートナー
+86 (10) 6533 2022
rex.c.chan@cn.pwc.com

朱虹
PwC 中国内地中部税務主管パートナー
+86 (21) 2323 3071
ray.zhu@cn.pwc.com

何潤恒
PwC 中国南部税務主管パートナー
+852 2289 3026
rex.ho@hk.pwc.com

中国税務・ビジネスニュースフラッシュ

本稿では、中国又は中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、及び台湾地区はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2026 年 10 月 14 日現在の情報に基づき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国及び香港特別行政区の PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービスにより作成されたものです。**PwC 中国税務政策サービス**は専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行又は検討中の中国、香港特別行政区、シンガポール及び台湾地区の税制及びその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とノウハウを共有いたします。

お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍

TEL: +86 (10) 6533 3103

long.ma@cn.pwc.com

関連する最新のビジネス問題のソリューションは、中国のウェブサイト（http://www.pwccn.com）又は香港特別行政区のウェブサイト（http://www.pwchk.com）にてご覧いただけます。

© 2026 PwC。普華永道（PwC 中国）の許可なく配布することを禁じます。普華永道（PwC 中国）とは、PwC グローバルネットワークにおける中国メンバーファームを指し、場合によっては PwC グローバルネットワークを指します。詳細はこちらの URL をご参照ください：www.pwc.com/structure。

各メンバーファームはそれぞれ独立した別個の法人であり、他のメンバーファームの作為又は不作為について一切の責任を負いません。

新知
中国税务/商务专业服务

江苏省推出跨境税收政策适用服务——提升跨境税收确定性的新范式

二零二六年十月
第十三期

摘要

2026 年 8 月 14 日，国家税务总局江苏省税务局办公室印发《国家税务总局江苏省税务局跨境交易国际税收政策适用服务工作办法（试行）》[1]（苏税办发〔2026〕24 号，以下简称“《工作办法》”）。这是中国省级税务部门在构建结构化、个性化服务机制方面推出的一项新尝试——借助该机制，纳税人可以在跨境交易实施之前，就特定复杂跨境交易应如何适用国际税收规则，获得税务机关出具的书面指导意见。

《工作办法》与《国家税务总局江苏省税务局国际税收遵从规划（2026-2028 年）》[2]（苏税办发〔2026〕25 号，以下简称“《遵从规划》”）同步发布，后者确立了江苏省国际税收管理三年战略框架。两份文件共同构成一套协调的政策组合：《遵从规划》阐明总体理念与优先事项，而《工作办法》则为纳税人在特定跨境涉税事项上寻求税收确定性提供了可操作的服务工具。

就全国层面而言，我国多年来一直在探索税收事先裁定制度。根据国家税务总局提供的信息，截至 2025 年初，已有至少 12 个省级税务机关就大企业税收事先裁定正式出台制度文件（部分省级制度文件未公开）。2025 年 12 月，江苏本身已出台《国家税务总局江苏省税务局大企业税收事先裁定工作管理办法》（苏税办发〔2025〕36 号），涵盖大企业一般性复杂涉税事项。此次新《工作办法》在跨境与国际税收领域作出针对性补充——而一般性事先裁定机制此前尚无法完全覆盖这一领域。

详细内容

法律性质与定位

《工作办法》的一项关键特征在于其法律定性的明确性。其第 3 条规定，跨境税收政策适用服务是“一项个性化纳税人服务措施”，且“不属于对纳税人的权利义务产生实质影响的行政行为”。这一规定与江苏较早出台的大企业事先裁定办法以及广东、上海等其他省份采用的类似制度文件的路径保持一致。该项规定表明：

- 税务机关出具的书面意见本身不接受行政复议、亦不能就申请单独提起行政复议或行政诉讼；
- 该项服务并不免除纳税人独立履行纳税义务的责任（第 17 条）；
- 该意见仅对申请时所涉的特定纳税人和特定涉税事项有约束力，不能将其直接适用于其他纳税人或其他未经申请的事项（第 16 条）。

尽管这一定性限制了该机制的法律效力，但同时也降低了制度落实的门槛，使税务机关能够以试行的方式为今后的立法累积经验。

适用范围

适用事项

《工作办法》第 4 条列举了可申请该项服务的七类跨境国际税收事项：

- 非居民纳税人享受税收协定待遇判定；
- 非居民企业股权转让适用特殊性税务处理判定；
- 非居民企业间接转让财产“合理商业目的”判定；
- 非居民企业来源于中国境内的所得类型判定;
- 关联劳务交易受益性判定；
- 受控外国企业对利润不作分配或减少分配的“合理经营需要”判定；
- 其他跨境交易或安排“合理商业目的”判定。

上述类别与《遵从规划》着重提示的风险领域高度吻合，该方案将税收优惠滥用、间接转让、对外支付侵蚀税基以及受控外国公司留存收益列为年度监管关键关注点。

排除事项

《工作办法》第 5 条列出了不属于服务范围的五类情形：

- 无明确的跨境业务开展计划或无法确认短期内发生的事项；
- 现行税收政策有明确规定，可直接适用相关规定且无需综合分析判定的事项；
- 涉及关联交易定价合理性的事项（普华永道注：此类事项通过预约定价安排处理）；
- 涉税金额小于 1000 万元的事项；
- 其他不适用跨境交易国际税收政策适用服务的事项。

人民币 1000 万元的门槛标准说明该制度主要为企业重大、高风险的跨境交易而设计。而关联方交易定价合理性的事项已有独立预约定价安排（APA）机制保障，因此也不属于此次服务范围。

与大型企业事先裁定制度的衔接

《工作办法》第 6 条规定，若符合《国家税务总局江苏省税务局大企业税收事先裁定工作管理办法》适用范围的纳税人提交涉及跨境税收事项的事先裁定申请，则应按照大企业事先裁定的程序规范办理，而不适用《工作办法》。由此形成更为清晰的制度边界：一般性事先裁定体系管领大型企业各类税收事项，而《工作办法》则服务于包括非居民纳税人和中小企业等在内的非大企业纳税人的专门跨境复杂税收事项。

申请与受理程序

《工作办法》确立了由主管（区级）税务机关、市级税务机关国际税收业务部门以及省级税务机关国际税收部门构成的三级管理架构。

（一）申请的提交（第 7 条）

申请人向主管税务机关提交申请。同一事项涉及多个主管税务机关的，可选择向其中任意一个税务机关申请。

（二）形式审核与报送（第 8 条）

主管税务机关收到申请材料后，就材料是否齐备进行形式审查。符合规定的，主管税务机关应当在 3 个工作日内报送市级税务机关国际税收管理部门。

（三）受理（第 9 条）

市级税务机关国际税收管理部门自收到申报之日起 5 个工作日内，对申请是否符合受理条件予以审查，并将结果反馈至主管税务机关。主管税务机关在 2 个工作日内将处理结果告知申请人。

书面意见的出具

主管税务机关应当自受理之日起60个工作日内（不含中止期间）出具政策适用意见，并以《税务事项通知书》（附件 3）为载体告知申请人。意见作出后 3 个工作日内，将该意见副本报送省级国际税收管理处备案。（第 10 条）

后续服务管理

申请人收到书面意见后，出现下列情形之一的，应当在 30 个工作日内书面告知作出受理的税务机关（第 13 条）：

- 申请的事项已决定不再实施的；
- 申请的事项发生实质性变化的；
- 申请的事项实施完毕的。

未能履行此项报告义务的，税务机关在 36 个月内将不再受理其依照《工作办法》提出的新申请。

资料留存与保密

税务机关与申请人双方均妥善保存与服务相关的材料，其对服务过程中所获信息负双向保密义务。（第 15 条、第 18 条）

不可转让、对纳税义务不产生影响

书面意见仅适用于申请事项所涉的特定纳税人及其特定涉税事项，不得适用于其他纳税人或其他未经申请的涉税事项。需要说明的是，申请适用本服务不影响申请人依法履行纳税义务。（第 16—17 条）

与相关制度的对比

下表将《工作办法》与江苏省大型企业事先裁定制度的核心特征进行了对比：

项目	国家税务总局江苏省税务局跨境交易国际税收政策适用服务工作办法（试行）（2026）	国家税务总局江苏省税务局大企业税收事先裁定工作管理办法（2025）
制度文号	苏税办发〔2026〕24 号	苏税办发〔2025〕36 号
适用纳税人	江苏省辖区内所有居民/非居民纳税人	大型企业（千户集团成员、省市级上市企业、重点税源企业）
适用范围	仅限跨境/国际税收事项	一般性复杂涉税事项（重组、股权转让、关联交易、工程建设等）
最低金额	人民币 1000 万元	未限定
意见办理时限	60 个工作日	未明确规定
失效·实施期限	6 个月	36 个月
法律性质	个性化服务措施；非对权利义务产生实质影响的行政行为	个性化服务措施；非对权利义务产生实质影响的行政行为

从上述对比中可以归纳出《工作办法》的若干特点：

- 适用主体范围更广：与仅适用于指定大型企业的既有事先裁定不同，《工作办法》对江苏省辖区内所有纳税人——包括中小企业以及在中国境内未设机构场所的非居民企业——均开放适用。
- 跨境专业化定位：七类列举事项（协定待遇、间接转让、受控外国企业等）既要求税务机关同时具备国内法与国际税收协定的分析能力，如果税企双方在该领域就相关定性问题出现分歧，可能会对企业产生较为严重的后果，而《工作办法》正好填补了制度空白。
- 执行时限更为严格：《工作办法》第 14 条第（4）款规定的 6 个月执行期限，明显短于江苏大型企业事先裁定办法所规定的 36 个月，体现出《工作办法》将服务重点锁定于近期实施的交易（第 5 条第 1 项即排除无近期实施计划的事项）。

启示与意义

（一）填补中国税收确定性体系的一项空白

《工作办法》在中国税收确定性制度体系演进中填补了一块空白。既有预约定价安排制度能为跨国企业转让定价提供确定性，大型企业事先裁定体系解决一般性复杂问题，而针对跨境涉税事项（如协定优惠资格、间接转让“合理商业目的”评估、受控外国企业“合理经营需要”认定等），在税收征管角度一直缺乏于交易发生前取得书面指导的机制。《工作办法》为江苏省纳税人填补了这一空白。

（二）与国际税收确定性先进方向接轨

该服务与境外其他税收管辖区的事先裁定制度在理念上具有相似性。比如，英国于 2026 年 7 月推出适用于投资规模至少 10 亿英镑项目的“大型企业税收裁定”服务。与英国制度类似，《工作办法》要求申请人报送详尽交易信息、设定执行时限，并就情况变化后的失效条件进行约定。但两者的核心区别是：《工作办法》项下的书面意见被明确定性为不具约束力的服务措施，而英国的裁定则对税务机关具有单方约束力。

（三）对跨境投资者的实际价值

对于在江苏投资或开展经营的跨国企业和非居民投资者而言，《工作办法》为在实施复杂跨境架构之前获取税收确定性提供了一项切实的工具。七类适用事项涵盖了国际税收实务中较为常见、且具有技术挑战性的跨境涉税问题：

- 税收协定待遇的确定（如股息、利息、特许权使用费适用降低税率的“受益所有人”资格）；
- 间接转让的评估（按国家税务总局 2015 年第 7 号公告，涉及中国资产相关的境外股权转让是否具备“合理商业目的”）；
- 受控外国企业（CFC）的判定（受控外国企业留存境外的利润是否具有“合理经营需要”）；
- 所得性质的划分（按适用的税收协定，相关对外支付应按营业利润、特许权使用费还是劳务报酬认定）。

通过在交易实施前取得书面意见，纳税人可以显著降低交易后发生税务调整及相关处罚的风险。

（四）局限性与风险提示

跨国企业需要注意该项制度的局限性：

- 不具约束力：根据《工作办法》所形成的书面意见对税务机关不具强制约束力，申请企业也不能通过行政复议或行政诉讼获得救济。因此，如果实际执行与申请材料所陈述的有所差异，纳税人不能以税务局出具的书面意见作为对抗后续税务调整的理由。
- 仅限省级范围：书面意见仅在江苏省行政区域内有效。涉及跨省主体的事项，可能在其他省被另行作出不同处理。
- 缺乏全国统一法律框架：目前的《税收征收管理法》对事先裁定尚无规定，各省的相关制度均处于地方规范性文件层面，《工作办法》亦属此列。
- 失效触发条件严格：6 个月的实际执行期限，加上覆盖面较广的（含报送材料存在任一差错的）失效约定，要求纳税人在准备申请时应高度审慎，并确保申请事项得以及时落实执行。

注意要点

《工作办法》是江苏省税务局在持续完善跨境交易税收确定性进程中的一次颇具意义的探索。通过为纳税人在跨境交易实施前获得书面意见提供结构清晰、有时间约束的程序，江苏省税务局打造了一项切实可用、精准填补税务服务体系实际缺口的管理工具。

尽管税务机关出具的书面意见本身不具有法律约束力，但《工作办法》仍提供了毋庸置疑的实务价值：它在税企之间搭建了跨境交易的事前正式沟通渠道，为税务机关的答复设定了程序性规范，同时形成可作为纳税人善意合规证明的书面记录。对于江苏投资或开展经营的跨国企业和非居民投资者而言，《工作办法》提供了一项颇具价值的税收风险管理工具，值得深入分析与探索。

注释

1. 《国家税务总局江苏省税务局跨境交易国际税收政策适用服务工作办法（试行）》（苏税办发〔2026〕24 号）
 https://jiangsu.chinatax.gov.cn/art/2026/8/14/art_22437_2182.html
2. 《国家税务总局江苏省税务局国际税收遵从规划（2026-2028 年）》（苏税办发〔2026〕25 号）
 https://jiangsu.chinatax.gov.cn/art/2026/8/14/art_22437_2181.html

联系我们

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系**普华永道中国税务及商务咨询团队：**

原遵华
普华永道中国税务主管合伙人
+86 (21) 2323 3495
jeff.yuan@cn.pwc.com

郭鹏
普华永道中国税务市场主管合伙人
+86 (10) 6533 3415
p.guo@cn.pwc.com

陈志希
普华永道中国内地北部税务主管合伙人
+86 (10) 6533 2022
rex.c.chan@cn.pwc.com

朱虹
普华永道中国内地中部税务主管合伙人
+86 (21) 2323 3071
ray.zhu@cn.pwc.com

何润恒
普华永道中国南部税务主管合伙人
+852 2289 3026
rex.ho@hk.pwc.com

新知

中国税务/商务专业服务

文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2026 年 10 月 14 日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙

电话: +86 (10) 6533 3103

long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：http://www.pwccn.com 或 http://www.pwchk.com

© 2026 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 www.pwc.com/structure。

每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。